

葛飾ビラ配布弾圧事件の最高裁不当判決に抗議する

1、2009年11月30日、最高裁第2小法廷(今井功裁判長)は、東京都葛飾区マンションでのビラ配布が住居侵入罪に問われた事件で、東京高裁による罰金5万円の有罪判決を維持し、全員一致で弁護人らの上告を棄却した。

2、本件は、2004年12月に、葛飾区内在住の荒川庸生氏が、民間の分譲マンションのドアポストに、日本共産党発行の都議会報告・区議団だより・区民アンケートを投函していたところ、マンション住民の通報により逮捕され、23日間の身柄拘束を経て、起訴された事案である。

本件マンションにオートロックはなく、ドアポストには商業ビラや政党ビラが日常的に投函されており、荒川氏の行為もこうしたポスティングと何ら変わるところはない。この逮捕・起訴に前後して、例えば、ビザ屋や不動産業者らのポスティング行為が逮捕・起訴されたという事実もない。

荒川氏の逮捕・起訴が、いわゆる立川テント村事件、公務員の政治ビラ配布を国家公務員法違反で起訴した2事件と同様に、政権与党の政策に批判的な言論活動をねらい打ちにしたものであることは明らかであった。

3、政党のビラを配布する行為は、誰にでも手軽にできる最も身近な政治的表現であり、国民の「知る権利」にも奉仕する重要な意義を持つものとして、憲法21条により基本的人権として保障されている。また、マンションに立ち入りドアポストに政治ビラを投函する行為は、通常、住民の生活を脅かすこともなければマンションの管理権を何ら侵害することもないのであり、「正当な理由なくして」住居に「侵入」という住居侵入罪に該当しないことは明白である。もし、かかる行為が住居侵入罪として刑事罰の対象になれば、政治的表現の自由に対する萎縮効果は計り知れず、ひいては民主主義と国民主権の基礎が揺るがされることになる。

第一審東京地裁が、「ビラをドアポストへ投函することを刑事処罰の対象と見るような社会通念は確立しておらず、立ち入り行為は正当な理由があり、住居侵入罪は成立しない」として、無罪判決を下したのは当然のことであった。

4、ところが、最高裁は「憲法21条1項も、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認する」という「公共の福祉論」に立ち、本件は表現そのものの処罰ではなく表現の手段(管理組合の承諾なくマンション内に立ち入ったこと)の処罰の憲法適合性が問題(いわゆる内容中立規制)であると述べたうえで、荒川氏の行為は管理権と住民の私生活の平穏を侵害したから、住居侵入罪で

の処罰は憲法21条1項に反しない、と述べる。

判決文には、荒川氏のビラ配布行為が民主主義社会において果たす役割の重要性についての具体的な検討もなければ、まさに表現の内容(共産党のビラ配布であるということ)がねらい打ちされ逮捕・起訴されているという本件の本質についての洞察もない。

最高裁は、本件において考慮されるべきこうした諸事実をすべて捨象したうえで、猿払事件など過去の最高裁判例の「公共の福祉論」「内容中立規制」の枠組みを安易に踏襲し、抽象的に管理権と私生活の平穩侵害を認定して、上告を棄却したのである。

5、国際人権(自由権)規約委員会は、2008年10月、「政府に対する批判的な内容のビラを私人の郵便受けに配布したことに對して、住居侵入罪もしくは国家公務員法に基づいて、政治活動家や公務員が逮捕され、起訴されたという報告に懸念を有する」と表明し、日本政府に対し「表現の自由に対するあらゆる不合理な制限を撤廃すべきである」と勧告している。

また、日弁連人権擁護大会は、2009年11月6日、「表現の自由を確立する宣言」を採択し、「ビラの配布等を、警察、検察及び裁判所が過度に制限することは、(中略)市民の表現の自由の保障一般に対する重大な危機である」と警鐘を鳴らし、裁判所に対し、「憲法の番人」として、表現の自由に対する制限が必要最小限であるかにつき厳格に審査することを求めた。

今回の判決は、こうした国内外からの声に背を向け、国家権力・警察権力による言論弾圧に司法のお墨付きを与えたという意味で、後世に重大な汚点を残す不当判決である。

6、青年法律家協会弁護士学者合同部会は、最高裁が、政治的表現の自由という極めて重要な基本的人権を尊重せず、不当判決を下したことに強く抗議する。

多くの報道機関も、「違和感が残る判決だ」「警察の対応を含め、疑問」(12月1日毎日)、「捜査当局は、表現活動を萎縮させることのないよう、慎重な姿勢を」(11月30日読売)など、今回の逮捕・起訴と最高裁の上告棄却に対して強い批判と懸念を表明しており、これは当然のことである。

警察権力等が、今回の不当判決を悪用し、市民の政治活動を弾圧したり、萎縮させたりすることを許してはならない。

当部会は、民主主義社会に不可欠な市民の政治活動の自由を守り、その侵害に対し全力をあげてたたかう決意を表明するものである。

2009年12月12日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第3回拡大常任委員会